

離婚等合意書

令和5年●月×日

第1条（離婚の合意等）

夫あおい太郎（以下「甲」という。）と妻あおい花子（以下「乙」という。）は、本日、協議離婚すること及びその届出は乙において速やかに行うことを合意し、かつ本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。

第2条（親権者）

甲乙間の長男一郎（平成□年○月△日生）及び長女静子（平成□年○月△日生）の親権者を、いずれも母である乙と定め、同人において監護養育する。

第3条（養育費、教育関連費用等）

1 甲は、乙に対し、上記未成年者らの養育費として、次の通り、毎月末日限り、乙名義のあおい銀行静岡支店普通預金口座（口座番号0123456）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

- (1) 長男につき、2022年5月から長男が満15歳に達する日の属する月まで一か月3万円
- (2) 長男につき、長男が満15歳に達する日の属する月の翌月から満20歳に達する日の属する月（大学等に進学した場合は大学等を卒業する月）まで一か月4万円
- (3) 長女につき、2022年5月から長女が満14歳に達する日の属する月まで一か月3万円
- (4) 長女につき、長女が満15歳に達する日の属する月の翌月から満20歳に達する日の属する月（大学等に進学した場合は大学等を卒業する月）まで一か月4万円

2 当事者双方は、上記未成年者に、病気、進学等の特別の支出が生じた場合は、その負担について別途協議する。

第4条（面会交流）

- 1 乙は、甲に対し、上記未成年者らと月1回程度面会交流することを認める。
- 2 面会交流の日時、場所、方法等については、子の福祉を尊重し、別途協議する。

第5条（慰謝料）

甲は乙に対し、慰謝料として、金××万円の支払義務のあることを認め、これを令和○年△月末日限り、乙の指定する第3条に定める預金口座へ振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第6条（財産分与）

甲は乙に対し、財産分与として金××円の支払義務の存することを認め、これを一括して、令和○年△月末日限り、乙の指定する第3条に定める預金口座へ振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第7条（年金分割）

甲（第1号改定者）と乙（第2号改定者）は、対象期間に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5とする旨合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

第8条（清算条項）

甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもって全て解決したものとし、名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしない。

以上本件合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

（甲） 氏名 あおい 太郎

住所 静岡県静岡市葵区○○町12-345

（乙） 氏名 あおい 花子

住所 静岡県静岡市駿河区××町6-78-9